

## 魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）意見書

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）（以下「協議会」という。）は、板橋第九小とその隣接校である中根橋小・板橋第一小の3校の学校関係者及び通学区域の町会・自治会の方々と、この地域の教育環境を充実させていくために平成27年2月から平成28年3月まで全14回にわたり協議を重ねてきました。

板橋第九小は、昭和24年に板橋第一小・板橋第六小・板橋第八小から分かれて設立され、多くの卒業生を輩出するとともに保護者や地域の方々に愛されてきた学校です。しかし、この地域は、かつての急激な人口増加に対応すべく学校が複数建設され、周辺校である中根橋小と板橋第一小との学校距離も各300mと近いほか、板橋第九小の立地が3校の中心にあることから、他校に通学する児童も多く、平成17年度からは、全学年1クラスの状況が続いています。

協議会の中では、児童数の将来の推計、学校施設の老朽化の状態、小規模校のメリットやデメリット、算数少人数や学習指導講師の配置等、きめ細かい対応状況、これからの子どもたちに必要な力とそれを育む教育手法などについて情報を共有するとともに、出席委員全員から意見を出し合う形で議論を重ねてきました。

第5回協議会において、事務局案を示して議論を深めるべきとの意見が複数あり、第6回協議会において、これまでの意見を集約した事務局案が複数提示されました。その後、意見交換を重ねる中で意見が集約され、第9回協議会において、この協議会での「基本的な考え方（事務局案）」を確認しました。

第10回以降は統合校や統合年度、統合方式など具体的な事項に関して協議を重ね、第12回協議会においてこれまでの協議のまとめとして「中間のまとめ」を確認しました。その後は、意見書の内容について意見交換を実施し、取りまとめ作業に入っていました。

学校の存続を望む意見もありましたが、そのような中、「板橋区の子どもたちの教育環境を向上させていく」という思いを共有することで議論が深まり、今回意見書を提出するに至りました。

教育委員会が保護者や地域の方々の学校への支援、愛着、思いを十分に考慮し、子どもたちの教育環境を整えることを第一に考えていくことを要望し、協議会の方向性として意見書を提出します。

平成28年3月18日

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）

## 1. 協議会としての考え方

板橋第九小は、学校としての活力（児童数、教員体制、学校行事を行う際の組織力など）があるうちに板橋第一小と統合し、板橋区の学校の適正規模及び適正配置を確保していく。

- (1) 統合時期は、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月）とする。
- (2) 統合方式は、板橋区で一番古く歴史と伝統がある板橋第一小から分かれて板橋第九小が設立された歴史的経緯を踏まえ、統合（合流）とし、板橋第一小の校歌・校章等は変更しない。
- (3) 統合年度に向けて、平成 28 年度中に保護者や学校・地域関係者、教育委員会事務局で組織した「統合準備委員会（仮称）」を設置し、交流事業の実施など統合に向けた準備を計画的に行い、複式学級や児童数が極端に少ない学年が出現しないように配慮する。

## 2. 留意事項について

- (1) 学校統合後も児童が安心して通学し、明るく楽しい学校生活が送れるように、保護者・地域も含めて積極的に交流事業やイベントを計画的に実施し、児童や保護者同士の交流を深め、円滑な統合ができるように準備していく。
- (2) 統合にあたっては、児童・保護者のことを第一に考え、児童が落ち着いた状況で学校生活を送れるように人的措置等を行い、児童の心のケアを図っていく。また、保護者の心のケアについても、必要に応じて個人面談や相談会等を開くなど不安を解消するように努めていく。
- (3) 学校統合の際には、通学している児童の希望を尊重し、統合校以外も含め、原則隣接した学校に通学できるように配慮する。
- (4) 学校の統合に伴い、新たに購入しなければならない学校指定の学用品については、保護者の費用負担が無いように配慮する。
- (5) 学校統合後に新たに設定される通学区域については、統合校に全て変更するのではなく、今後の児童推計、通学路の安全性、町会や自治会の区域及び青少年健全育成地区委員会の区域に配慮して設定する。また、一定期間は、これから入学を予定している児童についても前項（3）と同様の配慮を行う。
- (6) 新たな通学区域については、学童擁護員・見守り隊・スクールガード等の必要な安全対策を学校・地域の方々と連携しながら行っていく。
- (7) 学校統合後の跡地については、地域の活性化や防災機能の向上等地域に資するよう、また、跡地の具体的な活用方法が決定するまでは、子ども達の遊び場の確保など、これまで利用していた地域団体やスポーツ団体等に対して利用を妨げない様に配慮すること。
- (8) 統合後の学校については、学校の伝統や歴史を保存するように努める。
- (9) 協議会で出された協議内容及び協議方法、運営方法、意見書の取りまとめ手順や、協議結果（意見書）等については、今後板橋区で同様の協議会が設置された場合、また学校の適正規模・適正配置に関する協議を行う場

合には、モデルケースとして活用すること。

- (10) 今後の適正規模及び適正配置の協議を進めていく上での資料として活用するため、必要に応じて協議会委員、児童、保護者、教員等へのアンケート調査を行い、併せて、統合後の課題等を確認するとともに、適切な対応ができるように、学校の様子を継続して調査すること。
- (11) 教育委員会は、児童・保護者の不安解消に努め、責任と権限に基づき、意見書を尊重して方針を決定すること。また、本意見書に記載されていない課題が発生した場合や、新たに協議が必要となった場合は、教育委員会事務局が責任を持って対応すること。

### **3. 教育委員会に対しての要望**

今後、過小規模校と、その隣接校に対して、保護者・学校・地域が問題解決に向けた取組が出来るように、児童数の将来推計などの情報提供を行うこと。

また、「入学予定校変更希望制」については、本協議会の中で意見があったことを踏まえ、今後、十分な検証を行うこと。